

子どものけんりニュース

だいごう
第4号

はっごう
2006.1.13発行

札幌市は現在、平成18年度中に「子どもの権利条例（札幌市における子どものことについてのきまり）」をつくるための準備を進めています！

…でも、ちょっとまって。そのまえに、「子どものけんり」ってなんだろ？

なんで「きまり」をつくらなきゃいけないの？ おとなが勝手にきめようとしてるのかな？

うーん…、いったい、どうやって「きまり」をつくらうとしているんだろ？

わたしたちも意見を言ってみたいんだけど、いま札幌市がなにをやっているのかよくわからないし…。



「子どものけんりニュース」では、このような疑問にお答えしていきます！！

「子どもの権利条例」ってなに？

みなさんは、毎日楽しく生活していますか？

まわりに、いじめなどで悩んでいる友だちはいませんか？

人は、だれでも子どものときに生きいきと充実した生活をおくり、成長・発達することが大切です。

そのために、「子どもの権利条約」という世界共通のきまりがあります。この条約は、安心して生き、育ち、守られ、そして色々なことに参加することなどが保障されています。

札幌市も、この条約を尊重し、さらに独自の約束ごとを加えた「子どもの権利条例」というきまりをつくりまします。このきまりは、わたしたちが人として大事にされ、自分らしく生きていくうえで、とても大切なものなのです。

どうやって「きまり」をつくらってるの？

札幌市みんなのきまり（条例）をつくるために、子どもを含めた市民がその案をつくることになりました。この案をつくっているグループを、「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」といいます。ちょっと長いので、これからは「検討委員会」とよびます。

この検討委員会が中心となって、これまで、懇談会や出向き調査などで、札幌の子どもたちの意見をききながら、条例づくりをすすめています。

検討委員会には3人の高校生も入っているんですよ！



【検討委員会のようす】

「中間答申書」ができたんだって！

検討委員会は、条例づくりに向けての課題などをもちこんだ「中間答申書」を昨年の12月に作成しました。

また、「中間答申書」をわかりやすくまとめた「概要版」もあります。「子ども用概要版」は、市役所や区役所、区民センター、児童会館などにも置いてあります。

検討委員会では、この「中間答申書」に関して、みなさんからのご意見、ご感想をお待ちしています。

今後、みなさんからのご意見を参考に、条例づくりに向けた作業を本格的にすすめていきます。



【札幌市に答申書を手渡しました】

◆ お知らせ ◆

★子ども委員会がスタートします！

条例づくりは、これからが本番です。ひとりでも多くの子どもたちの意見をきくために、2月に「子ども委員会」が立ちあがります。この委員会のようすは、次回からの「子どものけんりニュース」でもお伝えしていきます。お楽しみに！

★子どもの権利条例フォーラムを開催します！

中間答申書の報告や、条例づくりに向けての課題を市長や検討委員会の委員長、子どもたちなどが話しあう「子どもの権利条例フォーラム」を2月26日に開催します。

みなさんのたくさんの参加をお待ちしています！（※）

※フォーラムは、平成18年2月26日(日)午後1時30分より、かでの2・7(中央区北2条西7丁目)において開催します。入場希望の方は、1月23日以降、札幌市コールセンターにお申し込み下さい。(電話・FAX 011-222-4894)

※子どもの権利条例について詳しくは、右の担当課までお問い合わせ下さい。

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

でんわ 011-211-2942 ファックス 011-211-2943

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

札幌市
03-G01-05-600
17-5-159